

令和2年12月24日

保護者の皆様

泉佐野市立日根野中学校
校長 安部 秀文

防寒具について（お知らせ）

師走の候、平素は本校教育活動の推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本校では防寒具について「《男子》特にないので、制服の下にセーター等を着て調節する。《女子》半（ハーフ）コート 無地で紺または黒のボックスコート。または同色で流行を追わない形のもの。通学用としてボックスコート以外を購入する場合は、学校と相談すること。」と規定されておりますが、男女ともに下記の通り規定を見直すことといたしました。

なお、新しい規定は令和3年1月8日より適用されます。保護者の皆様におかれましても、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【改正後の防寒具の規定】

「登下校中、学校活動中に認められた場合に限り、ダウン・コート・ジャージ（クラブジャージを含む）など防寒具を認める。ただし派手すぎるものは避けること。」

- ※ 改正された校則は令和3年1月8日より適用します。
- ※ 教室に登校後、下校時以外は校舎内・教室内での着用は認めません。
- ※ 規定変更に合わせて新たに購入する必要はございません。また購入する際も高価なものを購入しないようお願いいたします。